公共調達の適正化について（平成18年８月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第４

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ＢＷＯに関する解析検討役務（２） １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月1日	金属技研株式会社 東京都中野区本町１－３２－２	4011201010452	本件の履行にあたっては、ＢＷＯの製造に必要な遅波構造及び類似した加速管の知見及び製造技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは金属技研㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	6,721,000	6,710,000	99.836%					
位相変調ブロックの修理 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月3日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内２－７－３	4010001008772	本件の履行にあたっては、次期警戒管制レーダ装置の設計・製造に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは三菱電機㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	6,908,000	－					
電気駆動型高出力レーザシステムの性能確認試験のための現地調査支援作業 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月3日	川崎重工業株式会社 兵庫県神戸市中央区東川崎町３－１－１	1140001005719	本件の履行にあたっては、電気駆動型高出力レーザシステムの研究試作の構造、機能及び性能に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは川崎重工業㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	13,858,900	－					
電気駆動型高出力レーザシステムの性能確認試験のための点検等作業 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月4日	川崎重工業株式会社 兵庫県神戸市中央区東川崎町３－１－１	1140001005719	本件の履行にあたっては、電気駆動型高出力レーザシステムの研究試作の機能・性能及び構造に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは川崎重工業㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	68,175,800	－					
パルスレーザによる妨害検討役務 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月10日	株式会社ＥＸ－Ｆｕｓｉｏｎ 大阪府吹田市山田丘２－８	2120001239251	本件の履行にあたっては、パルスレーザ誘起ＥＭＰによる電子機器への誤動作検証試験及びパルスレーザによる光学センサ妨害試験に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは㈱ＥＸ－Ｆｕｓｉｏｎ １者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	13,530,000	13,499,200	99.772%					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
シールドルーム改修役務 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月15日	株式会社巴コーポレーション 東京都中央区勝どき４－６－２	9010001034839	本件の履行にあたっては、新世代装備研究所東立川地区のシールドルームの構造、機能及び性能に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは㈱巴コーポレーション１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	2,970,000	2,970,000	100.000%					
データ収録・再生ブロックの修理 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月16日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内２－７－３	4010001008772	本件の履行にあたっては、次期警戒管制レーダ装置の設計・製造に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは三菱電機㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	4,356,000	－					
ＵＡＶ等の効果的妨害手法の検討 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月18日	ＮＴＴドコモビジネス株式会社 東京都千代田区大手町２－３－１	7010001064648	本件の履行にあたっては、ＵＡＶ等に搭載される電子部品に対する IEC62132 等に準拠した電磁干渉試験（イミュニティ試験）及び高出力マイクロ波のＵＡＶ等への効果に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのはＮＴＴドコモビジネス㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	14,624,500	14,608,000	99.887%					
電子戦評価技術の性能確認試験のための技術支援（２）その１ １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月24日	富士通ディフェンス＆ナショナルセキュリティ株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中４－１－１	9020001070098	本件の履行にあたっては、航空自衛隊岐阜基地で運用している現有の電子戦評価システムを用いた運用・保守に関する知見を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは富士通ディフェンス＆ナショナルセキュリティ㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	10,197,000	－					
ＳＡＲ画像類識別評価装置の実証のための技術支援（１） １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月25日	株式会社東芝 神奈川県川崎市幸区堀川町７２－３４	2010401044997	本件の履行にあたっては、ＳＡＲ画像類識別評価装置の機能・構成等に関するソースコードレベルでの技術及び知識を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは㈱東芝１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	4,402,200	－					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
電子戦評価技術の性能確認試験のための技術支援（１）その１ １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村　浩一 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和8年9月25日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中４－１－１	1020001071491	本件の履行にあたっては、電子戦能力評価技術の研究試作及び専用試験装置、付帯機材の設計並びに本システムを用いた試験条件の設定及びシステム全体の統制に関する知見を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは富士通㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	4,440,700	－					

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。